

自己資本規制比率

561.2%

(2025年9月末現在)

(単位:百万円)

項目			指標
固定化されていない自己資本の額 (A)		15, 450	
リスク相当額合計 (B)		2, 752	
	市場リスク相当額		967
	取引先リスク相当額		6 2 1
	基礎的リスク相当額		1, 164
自己資本規制比率 [(A) / (B) x		(B) x 100%]	561.2%

〈ご参考〉自己資本規制比率とは

自己資本規制比率とは、金融商品取引業者の財務の健全性を測る重要な指標です。

金融商品取引法第46条の6において、金融商品取引業者は、その業務に伴う諸事情により発生し得るリスクを、内閣府令で定められた方法に基づき、総体的に日々把握・管理し、それらのリスクが顕在化した場合でも、それに伴う損失に十分耐えられるだけの流動的な資産(固定化されていない自己資本)を維持することが義務づけられております。

具体的には、本表の「固定化されていない自己資本の額(A)」を、「リスク相当額合計(B)」で除した数値(自己資本規制比率)が120%を下回ることがないようにしなければならないとされております。

なお、本表は、自己資本規制比率を記載した書面であり、金融商品取引法第46条の6第3項の規定に基づき、 各四半期の末日時点の状況を翌月末時点から3ヶ月間、すべての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供すること とされております。